

医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制について

当院では、より質の高い医療を提供するために、勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しております。患者さま、ご家族の皆さまにも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

(1) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者

- ・ 病院長 横峯 憲吾

(2) 病院勤務医の勤務状況の把握等

- ・ 勤務時間：平均 週 40 時間（うち時間外・休日 0.5 時間）
- ・ 当直回数：平均 月当たり当直回数 4 回

業務量や内容を把握した上で、特定の個人に業務負担が集中しないよう配慮した勤務形態の策定

(3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会

- ・ 開催頻度：年 2 回
 - ・ 参加人数：平均 9 人／回
 - ・ 参加職種：医師・看護師・薬剤師・リハビリ職・検査技師・放射線技師・事務職等
- 委員会で取組状況を定期的に評価・検討し、見直しを実施

(4) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

- ・ 計画の策定：別紙（医師労働時間短縮計画）の通り
- ・ 職員に対する計画の周知：医局のほか、玄関及び各職種の職場に掲示

(5) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開

- ・ 院内掲示、（病院ホームページ）

(6) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

- ・ 初診時の予診の実施
- ・ 静脈採血等の実施
- ・ 入院の説明の実施
- ・ 検査手順の説明の実施
- ・ 薬の説明や服薬の指導
- ・ その他

(7) 医師の勤務体制にかかる取組

- ・ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- ・ 前日の終業時刻と翌日の始業時間の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）
- ・ 当直翌日の業務内容に対する配慮
- ・ 複数主治医制の実施
- ・ 育児、介護休業法第 23 条 1 項、同条第 3 項又は同法第 24 条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用